

# リフォーム工事契約



＜事例＞ 契約して3日目の相談。40代の女性からの相談。

独りで暮らしている高齢の父宅に行くと、知らないリフォーム業者が来て工事をしていました。ディサービスに行っていた父のところに行き、経緯を聞いたところ、屋根の無料点検に来た業者に「補強しないと危険」と言われ、屋根の補強工事（金額80万円）契約をしたと言う。工事をしている業者にはすぐに工事をストップするように伝え、本当に必要な工事かを知り合いの業者にみてもらったところ、「補強しなくても大丈夫」と言われた。



＜対応＞ 契約してから8日間はクーリング・オフ期間内のため、無条件で契約解除できます。たとえ工事が始まっていても、工事代金を支払う必要はありません。業者に無料で家屋など元の状態に戻すように請求することができます。

業者あてに書面でクーリング・オフの通知を出すよう伝えました。

◇ 高齢者のトラブルの特徴として・・・

- ・ だまされたことに気づきにくい
- ・ 被害にあっても誰にも相談しない

があると言われてています。

高齢者と日常的に接している身近な方々が、高齢者の変化に気づき、できるだけ早く相談窓口につないでください。